

整理番号	71
契約番号	6農振財契第1191号
件名	旧鶏エリア石れき除去工事
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
工事場所	東京都青梅市新町六丁目7番1号 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
概要	詳細は別紙仕様書のとおり
工期	契約確定の日の翌日から令和7年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年2月12日(水) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
予定価格	¥13,773,172-(消費税及び地方消費税の額を含む。)
希望申出期間	令和7年1月14日(火)午前10時から令和7年1月21日(火)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(4)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)、及び建築工事業又は建具工事業に係る建設業の許可証の写し(又は許可証明書) (4) 主任技術者として配置を予定する技術者に係る雇用関係証明書、資格証の写し及び健康保険被保険者証の写し
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴収し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。 (4) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (5) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の15日前までに行う予定です。 (6) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (7) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (8) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171

仕様書

1. 件名

旧鶏エリア石れき除去工事

2. 目的

青梅庁舎旧鶏エリアについて、土壌中に石れき等が混入しており、作業用機械の破損や飼料作物の生育への悪影響が懸念されるため、石れき等を除去する。

3. 履行場所

東京都青梅市新町六丁目7番1号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎

4. 契約期間

契約確定の日の翌日から令和 7年 3月 31日まで

5. 仕様内容

- (1) 旧鶏エリア内の指定したエリアの土壌について石れき等の混入物を除去すること。
(別図予定地参照のこと)
- (2) 耕起の深さは30センチ以上とすること。
- (3) 石れきの除去は2回以上行うこととし、1回目と2回目の石れき除去の間に農林総合研究センター職員が当該エリア内の天地返しを行う。
- (4) 直径3センチ以上の石れきやがら等の混入物について可能な限り除去すること。その際、ほ場の隅及び耕起機械の方向転換箇所等に不耕起箇所が生じないように注意して施工すること。
- (5) 石れき除去後、施工範囲の整地を行うこと。整地にあたっては、耕作に支障のない程度の均平度を保つように仕上げること。
- (6) 施工地盤と道路横断方面には段差があるため、流用土を用いた盛土により勾配を設け、作業用車両の出入りに支障が出ないようにすること。
- (7) 発生した石れき等については職員の指示するところに集積すること。
- (8) 発生した石れきの容量については書類で報告すること。
- (9) 作業の各作業段階及び工事完了後目視できない箇所の施工状況、品質管理状況については工事記録写真を撮影し、整理して1部提出すること。各写真の電子情報も提出すること。
- (10) 必要な機材類一式については受託者が準備するものとする。
- (11) 職員などがいるので、作業する際には細心の注意を払うこと。
- (12) 当該施設の構造物等に損傷を与える事のないように注意すること。
- (13) 作業中に、構造物等に損傷を与えた場合は、現状復旧を行うこと。
- (14) この仕様書は、本業務の概要を示すものであるが、本書に記載のない事項であっても現場の状況に応じ、発注者が必要と認める軽微な業務については実施すること。

6. 安全の確保

受託者は、業務遂行にあたり適切な安全対策を施し、事故のないように安全管理には万全の

注意を払うこと。また、施設内の作業員及び再編整備現場作業員の安全に十分注意し、迷惑をかけることのないように配慮すること。

7. 防疫に関すること

敷地の作業エリア内で防疫等の指示を受けた場合は、職員の指示に従うこと。

8. 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

9. 支払い方法

履行完了後に提出される完了届に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、支払請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

10. 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子物質減少装置装着証明書等の掲示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

11. 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する条項については、別に定めるところによる。

12. その他

本仕様の解釈について疑義が生じた場合は、財団担当職員と協議の上、決定するものとする。

13. 連絡先及び担当者

〒198-0024 東京都青梅市新町六丁目7番1号

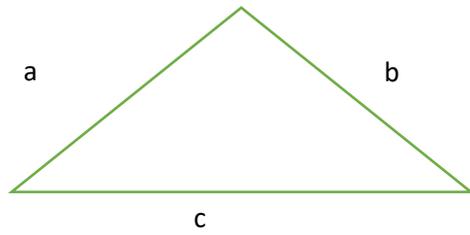
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 事業課 青梅庁舎再編整備係

釜井・後藤

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474

面積根拠

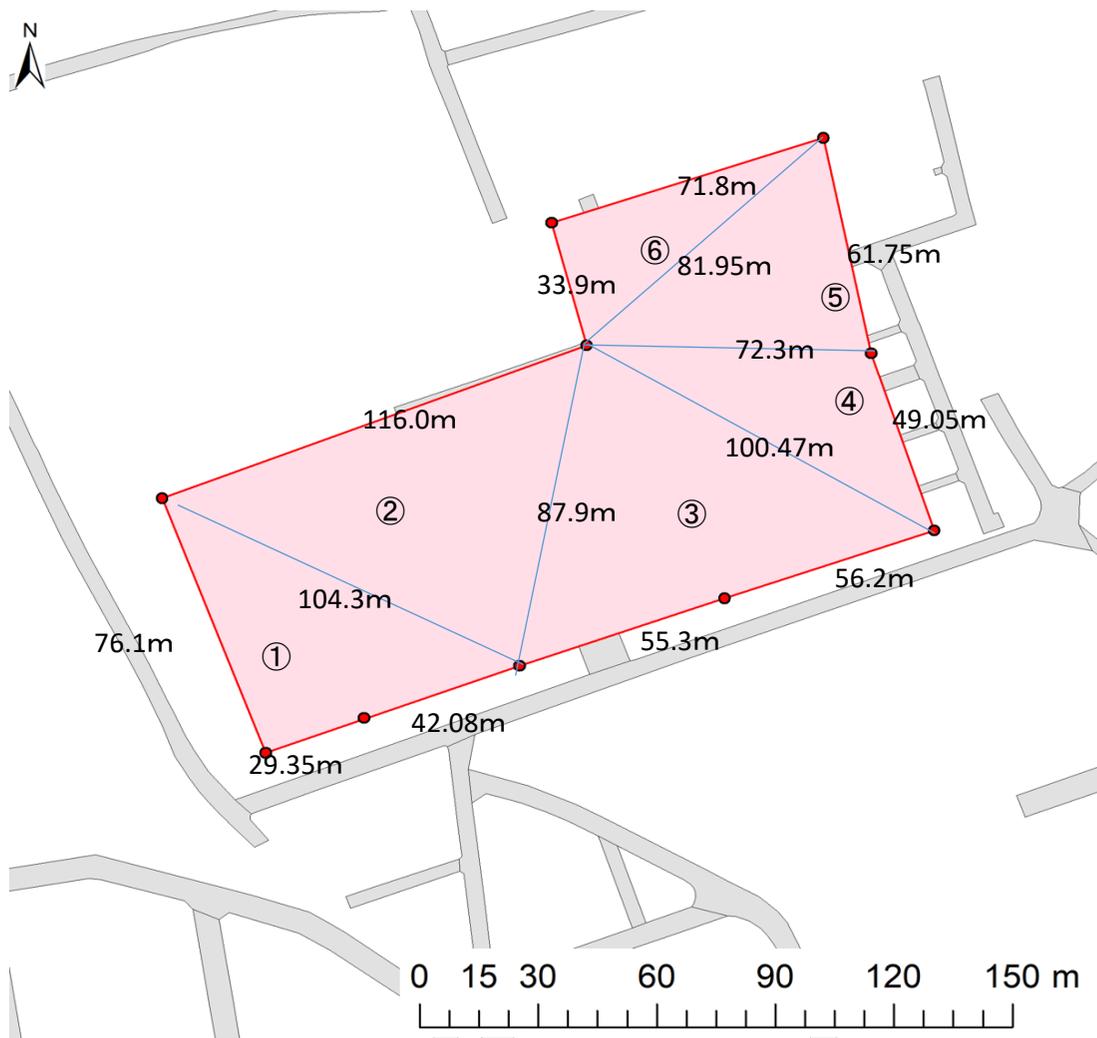
予定地の面積の算出根拠としてはヘロンの公式を用いた



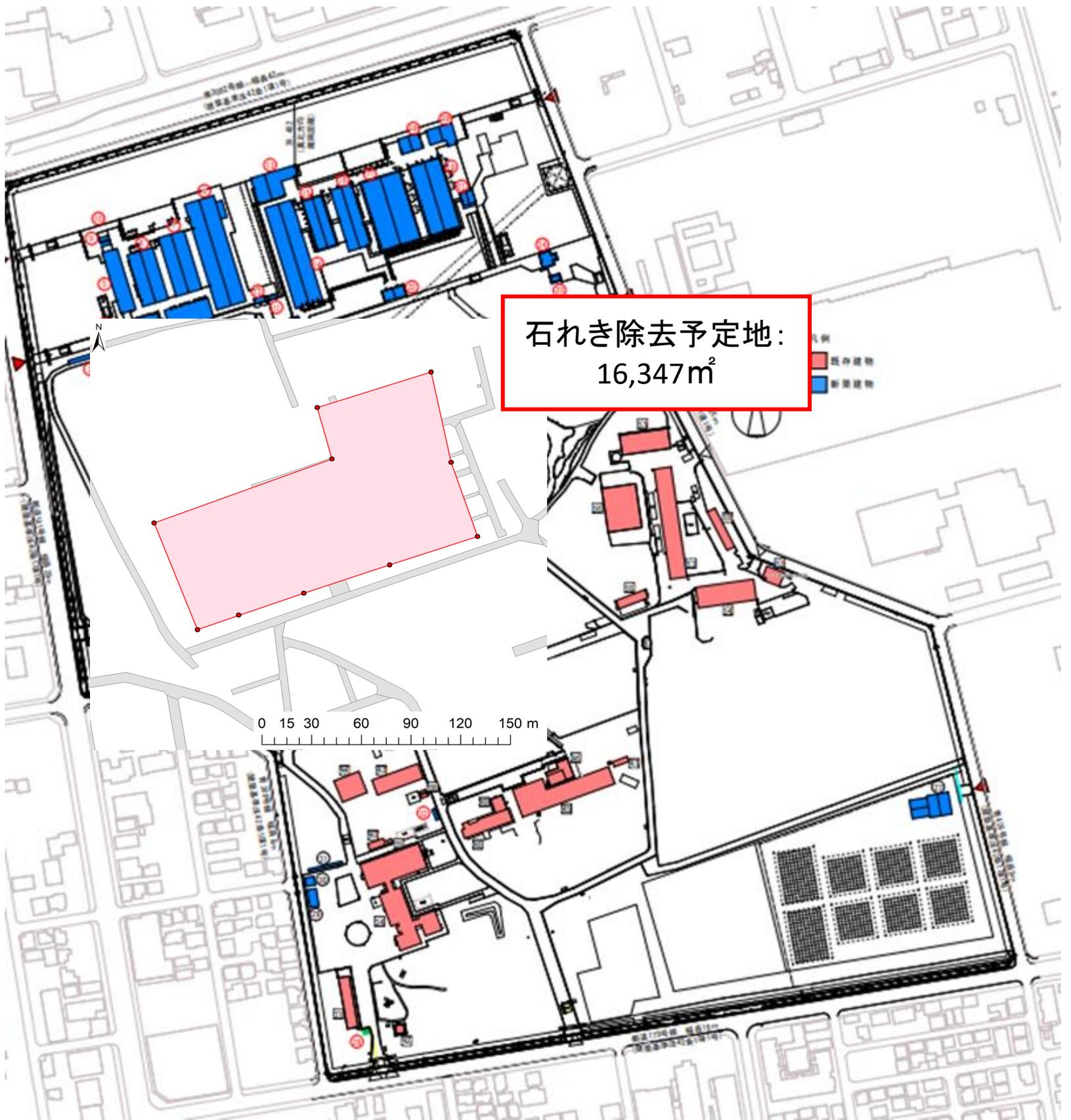
ヘロンの公式: $S = (a+b+c)/2$ $A = \sqrt{S(S-a)(S-b)(S-c)}$

	①	②	③	④	⑤	⑥
a	76.100	104.300	87.900	100.470	72.300	81.200
b	71.430	87.900	111.500	49.050	61.750	71.800
c	104.300	116.000	100.470	72.300	81.200	33.900
s	125.915	154.100	149.935	110.910	107.625	93.450
面積(A)	2717.909	4399.542	4205.158	1662.993	2146.808	1214.864

計 16347.274 m² ※小数点以下四捨五入



予 定 地



現地写真

【写真①】



手前道路より(北側西～北側東)

【写真②】



手前道路より(北側東～東側)

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、勧告なくこの契約を解除されても異議がないこと。

また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。

2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託禁止等)

3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外も都で、都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）には、再委託できないこと。

4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。

5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む、以下同じ。）は、遅滞なく財団への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。

7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を財団に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を財団及び管轄警察署に提出すること。

8 再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託したものを指導すること。

9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく財団への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、財団の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。